

明るい職場づくり

ハラスメント対策

ワークルールの基本

無料の労働相談

職場のトラブル解決



労働問題のエキスパート

島根県労働委員会に おまかせください

島根県労働委員会は労働問題の専門家として
労働トラブルの予防からトラブルの解決まで
労働者と経営者を支えるサービスを提供しています

労働トラブル 予 防

- ハラスメント対策や基本的なワークルールなどをテーマに出前講座を行っています。
- 学校や企業など、これまでに約2000人の方にご利用いただいています。

労働トラブル 相 談

- 毎月第2・4木曜日に、弁護士等の労働委員による無料相談を行っています。秘密は厳守します。
- お急ぎの場合は、随時の相談も受け付けています。

労働トラブル 解 決

- 労働トラブルがおこった時に、会社と労働者それぞれのお話をきいて、トラブルの解決に向けたお手伝いをする「あっせん」を行っています。
- この3年間で30件をこえる事件を扱っています。

お役に立ちます！島根県労働委員会

～いずれも無料です～

出前講座



- 大学生や高校生、企業の新入社員・管理職など、対象の方にあわせた講演を行っています。
- ハラスメント対策、ワークルールの基本、最新の労働判例の解説など、お客様のニーズに対応します。

労働相談



- 弁護士・経営者・労働組合の役員など、労働問題の専門家が親切・丁寧に対応します。秘密は厳守します。
- 毎月第2、第4木曜日が定例の相談日ですが、柔軟に対応します。詳しくはご相談ください。

労働トラブル解決のあっせん



- パワハラ、残業・賃金・退職をめぐるトラブルなど、労働者と会社との争いが当事者では解決できない時にご利用いただくサービスです。
- お互いの主張をお聴きし、両者が折り合えるような解決案をお示しします。秘密は厳守します。

【お気軽にお問い合わせください】 島根県労働委員会事務局

〒690-8501 松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階・島根県警察本部の東となり）

TEL：(0852) 22-5450 FAX：(0852)25-6950 Eメール：rodoi@pref.shimane.lg.jp



タイムカードを
押した後も
従業員が残業

メンタル不調の
従業員が休職届を提出



遅刻や欠勤を
繰り返す従業員

従業員から
ブラック企業だと
決めつけられる

経営者のみなさん

こんな時どうされますか？

インターネットの
掲示板に会社の
悪口を書く

指導したつもりが
部下からパワハラと
言われた



私用メール・仕事と
関係ないHPに熱中

上司からのセクハラを
相談された



裏面のページもチェック▶

労働トラブルをあつかう県の専門機関

島根県労働委員会

にご相談ください。

無料・秘密厳守

- 弁護士などの専門家（労働委員）による労働相談
- ハラスメント対策や労働法のポイントなどの出張セミナー
- 会社と従業員との間に入ってトラブル解決をお手伝い

お気軽にお問い合わせください

島根県労働委員会事務局 〒690-8501 松江市殿町8番地
(島根県庁南庁舎1階・島根県警察本部の東となり)

TEL 0852-22-5450 FAX 0852-25-6950

E-mail rodoi@pref.shimane.lg.jp



働き方のルール チェックしてみましょう!

労働契約

- 従業員に賃金や労働時間などの労働条件を文書で示していますか。
- 30日前に予告すれば、制限なく、従業員を解雇できると思込んでいませんか。
→合理的な理由がない場合など、解雇が無効になる場合がいろいろあります。



労働時間

- 時間外労働をするために必要な協定（36協定）^{さぶろく}を結んでいますか。
→原則として、36協定がなければ時間外労働をさせることはできません。
- 中小企業でも2020年4月から残業時間の上限が設定されることを知っていますか。
- 従業員の労働時間を把握していますか。
→2019年4月から、管理職も含めて把握することが義務化
- 年次有給休暇の取得を推進していますか。
→2019年4月から、10日以上付与される従業員に年間5日以上取得させることが義務化

ハラスメント対策

- 職場にハラスメント相談の窓口がありますか。
- 従業員からハラスメントの相談があったのに、そのまま放置していませんか。



チェックして気になることがあれば
労働委員会へご相談ください